市 民 情 報 提 供 資 料 子ども家庭部子ども青少年課

令和3年度武蔵村山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)について

このことについて下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の事業として、心身等に大きな困難を抱える子育で世帯(ひとり親世帯以外)に対し、令和3年度武蔵村山市子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を給付します。

2 給付対象者

- (1)及び(2)の両方に当てはまる者(ひとり親世帯分の給付金を受け取った者を除く)
- (1) 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童※(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。)
- (2) 令和3年度住民税(均等割)が非課税の者又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者

3 支給額

児童1人当たり一律5万円

4 申請手続及び給付時期等

- (1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の者申請不要です。令和3年6月25日(金)に支給のお知らせを通知した上で、令和3年7月8日(木)に振込み予定です。
- (2) 上記(1)以外の者(例:高校生のみ養育している者、収入が急変した者) 令和3年7月1日(木)から申請の受付を開始し、申請日の翌月末に振込み予定 です。申請期限は令和4年3月15日(火)です。